

奥 長 第 1544 号
令和 3 年 10 月 5 日

各介護サービス施設・事業所の管理者 様

奥州市福祉部長

介護保険事業所の送迎中の交通事故防止対策の徹底について（通知）

介護保険施設及び介護サービス事業所等の設置運営に当たっては、日頃より健全かつ適正な運営に御尽力いただいているところですが、先日、市内事業所において、介護サービス利用者が送迎用車両に乗車中に、急ブレーキにより車いすより前方に転落し、骨折を起因とした傷病による死亡事故事案が発生しました。

今回の事案は、利用者が送迎車両に車いすのまま乗車した際、利用者のシートベルト着用の確認を怠ったことや、その状態のまま急ブレーキを踏んだことにより重大な事故につながったものと考えられます。

今回の事案を受け、岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長より別紙のとおり通知がありましたので、貴施設・事業所におかれましては、送迎中の交通事故防止の徹底に努められるとともに、万が一交通事故が発生した場合には、速やかに警察へ届け出るようお願いいたします。

記

1 交通事故防止対策の留意事項

- (1) 後部座席を含めたシートベルトの着用の徹底
- (2) 予測運転と防衛運転を心掛ける
- (3) 車両を運転する方の体調管理と適正な運行計画
- (4) ライト早め点灯の実施（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む）

2 介護保険施設等における事故報告について

令和 3 年 7 月 30 日付け奥長第 1060 号「介護保険施設等における事故報告についての一部改正について」により通知をしておりますが、介護サービス提供中に事故が発生した場合は、人員、設備及び運営に関する基準等に定めるところにより、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに、市や関係機関に報告するなど必要な措置を講じるよう、改めて職員等に周知願います。

また、今回の事故事案では、事故発生当初、対人、対物等の事故事由に該当しないため「交通事故」ではなく「介護事故」として判断して警察への届け出を行わなかったため、警察から「道路交通法により警察への報告が必要であった。」と指摘を受けています。

今回の事故事案を含む「交通事故」については、速やかに警察への届け出が必要であることを改めて職員等に周知するとともに、事故が発生した場合に必要な措置に遺漏がないよう徹底願います。

【担当：福祉部長寿社会課介護給付係 高橋 TEL34-2197】